

1. 策定の経過

- 平成18年8月 ————— 社会指標分析を実施する。
 平成18年10月 ————— 市民意識調査を実施する。
 平成18年10月3日 ———— 第1回 政策立案チーム・第1回行財政運営検討チーム合同会開催
 策定の基本方針・今後のスケジュールについての確認を行う。
- 平成18年10月17日 ———— 第2回～第5回 政策立案チーム開催
 平成18年11月8日 ————— 第2次総合計画の整理・分析、第3次総合計画の施策体系の検討を行う。
 平成18年11月24日 ————— 市民意識調査結果を基に、まちづくりの方向性の検討を行う。
 平成18年12月13日
- 平成18年12月18日 ———— 第1回 策定委員会開催
 総合計画策定に係る基礎調査結果の報告及びスケジュールの確認を行う。
 第1回 総合計画策定市民委員会開催
 総合計画策定に係る基本方針の説明及び本委員会の目的について説明を行う。
 また、今後のスケジュールについて討議を行う。
- 平成18年12月21日 ———— 第2回 行財政運営検討チーム 開催
 第2次総合計画を基に、行財政改革項目の抽出を行う。
- 平成19年1月25日 ———— 第3回 行財政運営検討チーム 開催
 第3次総合計画の施策体系について討議を行う。
- 平成19年2月9日 ————— 第2回 総合計画策定市民委員会開催
 目指す都市像について考察を行う。
- 平成19年3月 ————— 財政分析・施設分析を行う。
 平成19年3月2日 ————— 第2回 策定委員会開催
 庁内組織における活動成果の報告と、第3次総合計画の施策体系の承認。
- 平成19年3月15日 ———— 第6回 政策立案チーム・第4回 行財政運営検討チーム合同会開催
 第3次総合計画の施策方向性の検討を行う。
 第3回 総合計画策定市民委員会開催
 目指す都市像ごとに、原因と課題、市民・行政の役割について考察を行う。
- 平成19年4月5日 ————— 第4回～第7回 総合計画策定市民委員会開催
 平成19年4月12日 ————— 目指す都市像ごとに原因と課題、市民・行政の役割について集中的に討論・
 平成19年4月19日 ————— 考察を行う。
 平成19年4月26日
- 平成19年5月16日 ———— 第3回 策定委員会開催
 総合計画策定の進捗状況及び財政分析結果の報告を行う。
- 平成19年4月～8月 ———— 部課内調整
 平成19年9月4日 ————— 第4回 策定委員会開催
 総合計画基本構想（事務局案）の報告を行う。
 第1回 総合計画策定懇話会開催
 策定状況の説明及び今後のスケジュールの確認を行う。
- 平成19年10月11日 ———— 第8回 総合計画策定市民委員会開催
 基本構想（事務局案）の報告を行う。
- 平成20年2月26日 ———— 第2回～第6回 総合計画策定懇話会開催
 平成20年3月28日 ————— 基本構想（事務局案）について審議を行う。
 平成20年4月16日
 平成20年5月1日
 平成20年5月9日
- 平成20年5月15日 ———— 総合計画策定懇話会より市長へ答申する。
 平成20年5月21日 ———— 庁議にて議会に上程する基本構想（案）を確定する。
 平成20年6月24日 ———— 檀原市議会において基本構想の議決を得る。

2. 檀原市第3次総合計画策定懇話会

○檀原市第3次総合計画策定懇話会設置要綱

- (設置)
 第1条 檀原市第3次総合計画の策定を行うに当たり、幅広い関係者の意見を取り入れるため、檀原市第3次総合計画策定懇話会（以下「懇話会」という）を設置する。
- (所掌事務)
 第2条 懇話会は、市長の諮問に応じて檀原市第3次総合計画の内容等について審議し、市長に答申するものとする。
- (委員)
 第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。
 2 委員は、学識経験者、市議会代表、各分野の関係者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- (任期)
 第4条 委員の任期は、総合計画が策定されるまでの間とする。
 (会長及び会長代理)
 第5条 懇話会に会長及び会長代理を置く。
 2 会長は、委員の互選により定め、会長代理は会長の指名により定める。
 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
 4 会長代理は、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (会議)
 第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- (その他)
 第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則
 1 この要綱は、告示の日から実施する。
 2 この要綱の告示日以後最初に開かれる懇話会は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。
 3 この要綱は、市長に答申を行った日限り、その効力を失う。

○檀原市第3次総合計画策定懇話会 委員名簿（五十音順）

役 職	氏 名	分 野
委 員	赤崎 弘平	都市計画
委 員	天根 俊治	教育・文化・芸術
委 員	岩佐 広子	議 会
会 長	川上 勇	行 政
委 員	小西満洲男	福 祉
委 員	島本 郁子	人 権
委 員	下里 直行	保健・医療
委 員	田中 聖代	環 境
委 員	中井 靖教	自 治
委 員	西川 美保	農 業
会長代理	平沼 諭	議 会
委 員	松本 清二	労 働
委 員	密門 光範	観 光
委 員	森本 俊一	商 工
前委員	喜多 一嘉	商 工
前委員	錦織 方人	保健・医療
前委員	広田 順則	議 会
前委員	細川 佳秀	議 会